

1. 都市計画とは？

●私たちが都市で生活していくためには、土地の使い方や建物の建て方のルールを定め、道路や公園、下水道などの公共施設を計画的に整備していく必要があります。さらに、市全体の中での各地区の役割を考えながら、まちをつかっていくことが大切です。

●よりよいまちをつかっていくために、これらのルールや整備・改善にかかわる事柄を総合的に定めたものが都市計画です。

- ・土地利用のルールを決める ⇒ 暮らしやすい環境を守り・つくるため、土地の使い方や建物の建て方のルールを決めます。
- ・暮らしを支える ⇒ 生活や産業を支える、道路や公園などを整備します。
- ・まちをつくる・つくりなおす ⇒ 新しく整備したり、つくりなおしたりします。

2. 都市計画マスタープランとは？

●まちづくりの総合的な指針です。

正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といいます。市の将来像や土地利用の基本方針、道路などの交通体系や公園・河川などの都市の施設や住宅地の整備方針などをわかりやすく示した、「都市計画」の総合的な指針です。

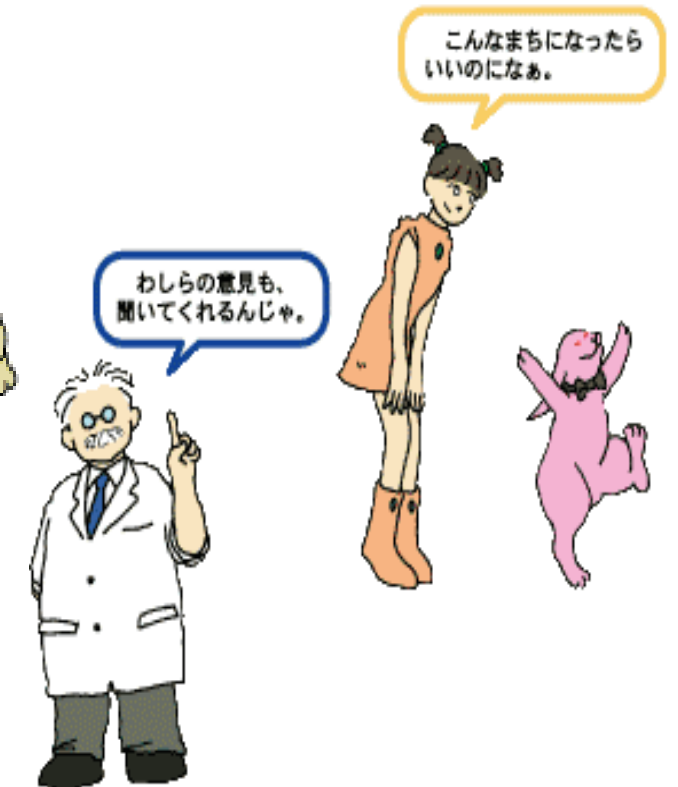
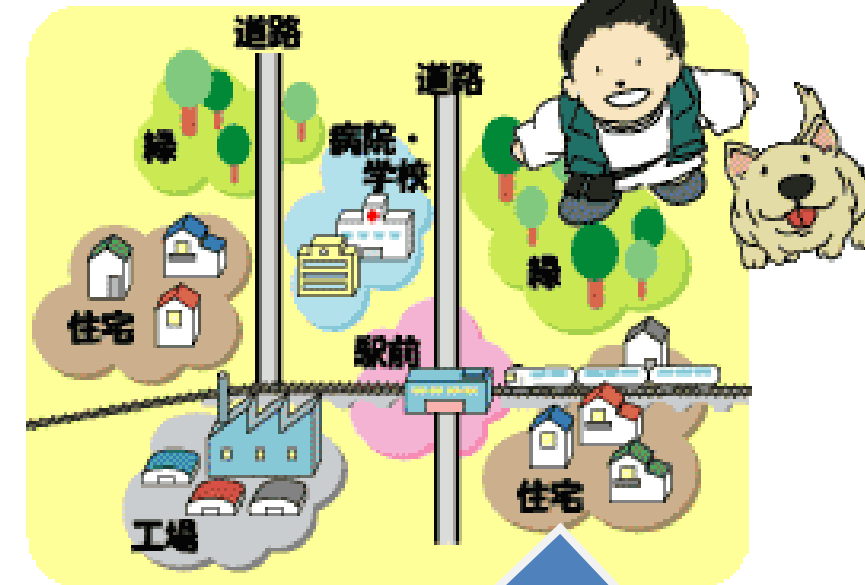
●現行の東久留米市都市計画マスタープランの構成は、以下のとおりです。

まちの将来像を示した「まちづくりの目標」と、市全体のまちづくりの方向を示した「まちづくりの基本方針」及び各地域（地域の課題や生活圏に対応してまとめた下図に示す7地域）の特性にあったまちづくりの方向を示した「地域別まちづくりの方針」で構成されています。

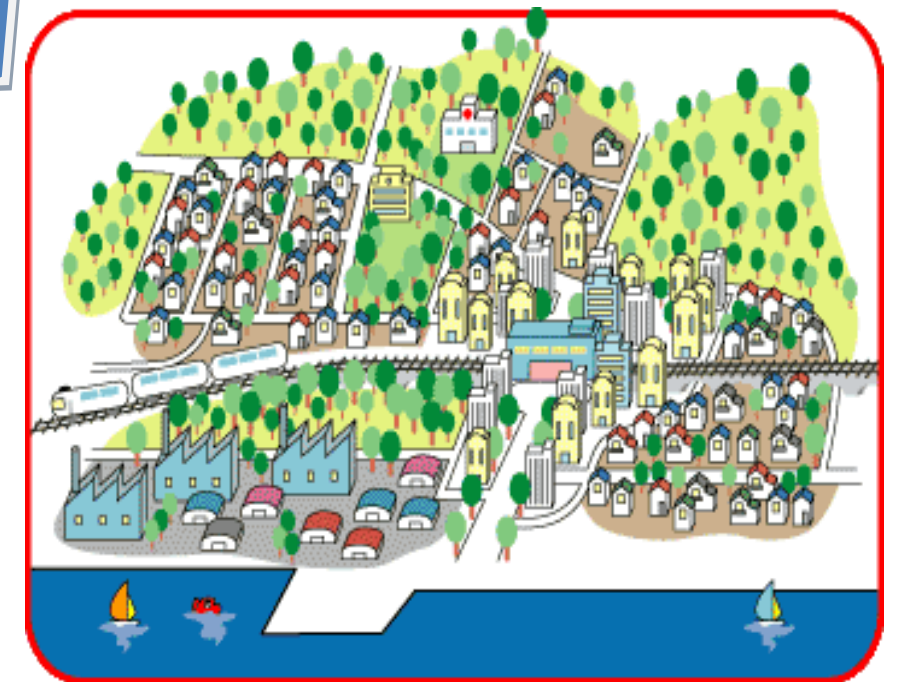
【今回の見直しの理由】

- ・上位計画である策定中の東久留米市第4次長期総合計画などと整合を図る必要があるため
- ・現行の都市マス策定から10年近くが経過しており、この間に、都市基盤が整備され大規模団地の建て替えなどによる土地利用の変化があり、これと整合を図る必要があるため
- ・また、この間に、まちづくりに関する法律や制度が変わり、社会・経済状況が大きく変わったことから、新たな課題に対応する必要があるため

■マスタープラン

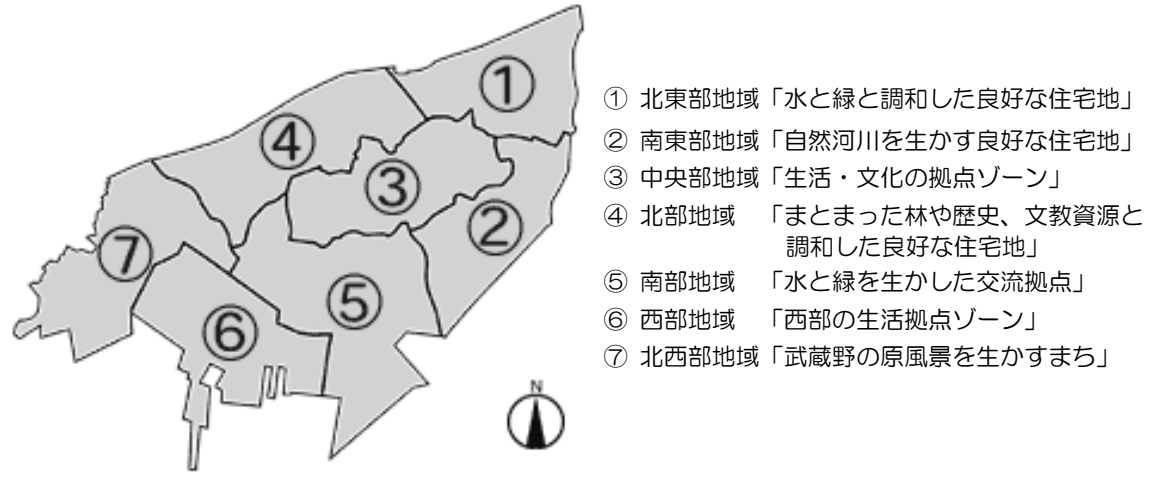


- ・「都市計画法第 18 条の 2」に定められています。
- ・作成する場合は、市民の意見を反映させるため、必要な措置を講じることと記載してあります。
- ・この都市計画マスタープランに沿って、都市計画を進めることと記載してあります。

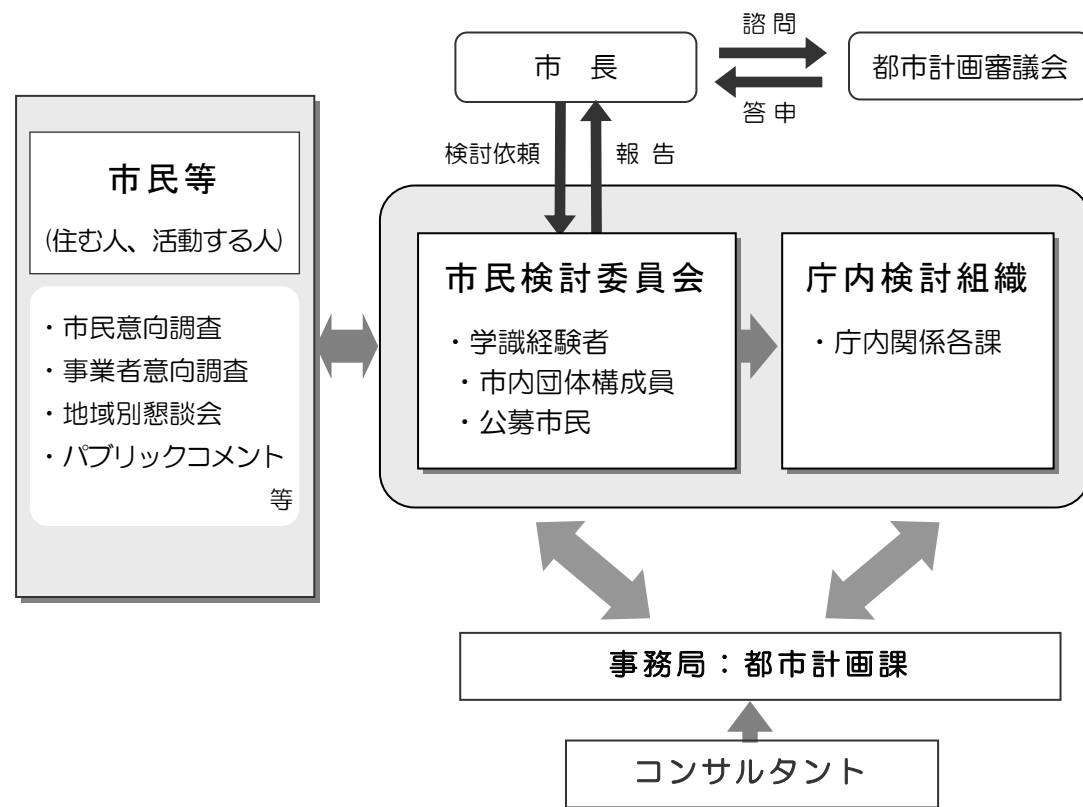


3. 現行の「東久留米都市計画マスタープラン」(平成12年10月策定)の構成

序章	序章 都市計画マスタープランとは <ul style="list-style-type: none"> ・背景と目的 ・都市計画マスタープランの性格 ・計画書の構成 ・計画の期間 ・まちの現状と課題
	第1章 まちづくりの目標 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 まちづくりの理念 第2節 まちづくりの目標 <ol style="list-style-type: none"> 1. 将来都市像 2. 都市の骨格構造 <ul style="list-style-type: none"> ■将来人口 ■広域的な都市構造 ■東久留米市の骨格構造 ■土地利用の方針 : 基本方針、土地利用の種類と配置方針等 ■都市を支える交通体系: 道路、歩行者・自転車、鉄道・バス、駅前広場等
まちづくりの理念・目標	第2章 まちづくりの基本方針 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 水とみどりを大切にし、生かすまち <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな水とみどりと共生するまちづくり: 豊かな水とみどりの保全・活用 : 自然との調和と負荷の少ない都市づくり 2. 美しい景観のまちづくり……………: 自然を生かした東久留米らしい景観づくり : 自然と調和した良好な生活景観づくり 第2節 誰もが安心して暮らせるまち <ol style="list-style-type: none"> 1. 人にやさしいまちづくり……………: 互いに助け合う地域コミュニティの育成 : 交通・施設・建築物のバリアフリー 2. 安全なまちづくり……………: 自然災害への対応(防災・水害等) : 人為的災害への対応(防犯、交通安全等) 3. 生活環境の整ったまちづくり……………: 生活拠点の整備・ネットワーク化 : 良好な住宅地の整備(住宅、住環境等) ■第3節 活力を育むまち <ol style="list-style-type: none"> 1. いきいきとした交流を育むまちづくり: 交流の拠点づくり(拠点的な公園含む) : 交流を支えるネットワークづくり 2. 身近に働く場のあるまちづくり……………: 既存産業の育成(工業、商業、都市農業等) : 新たな産業機能の育成
	全体構想 (目指すべき市全体の都市像等)

地域別構想 (目指すべき地域像等)	第3章 地域別まちづくりの方針 <ul style="list-style-type: none"> ■第1節 地域区分 : 7つの地域区分について ■第2節 地域別まちづくりの方針 <ul style="list-style-type: none"> ※地区ごとに示した「将来像」「将来構造と重点的な取り組み方針」「将来構想図」 ■地域別まちづくりの方針の7地域区分
	 <ul style="list-style-type: none"> ① 北東部地域「水と緑と調和した良好な住宅地」 ② 南東部地域「自然河川を生かす良好な住宅地」 ③ 中央部地域「生活・文化の拠点ゾーン」 ④ 北部地域「まとまった林や歴史、文教資源と調和した良好な住宅地」 ⑤ 南部地域「水と緑を生かした交流拠点」 ⑥ 西部地域「西部の生活拠点ゾーン」 ⑦ 北西部地域「武蔵野の原風景を生かすまち」
実現化方策	第4章 まちづくりを進めるために <ul style="list-style-type: none"> ■第1節 まちづくりへの市民参加の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民参加の考え方: 市民参加、情報の共有化、体制としくみづくり等 2. 市民参加の推進 : 情報の公開体制の充実、市民の参加システムの拡充等 ■第2節 都市計画マスタープランの推進 <ol style="list-style-type: none"> 1. 具体的な計画づくりと都市計画の決定・変更など 2. 独自のルールや制度の制定 3. 効率的な事業実施 4. 都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し 5. 街づくり制度・事業の活用

4. 中間見直しのための検討体制



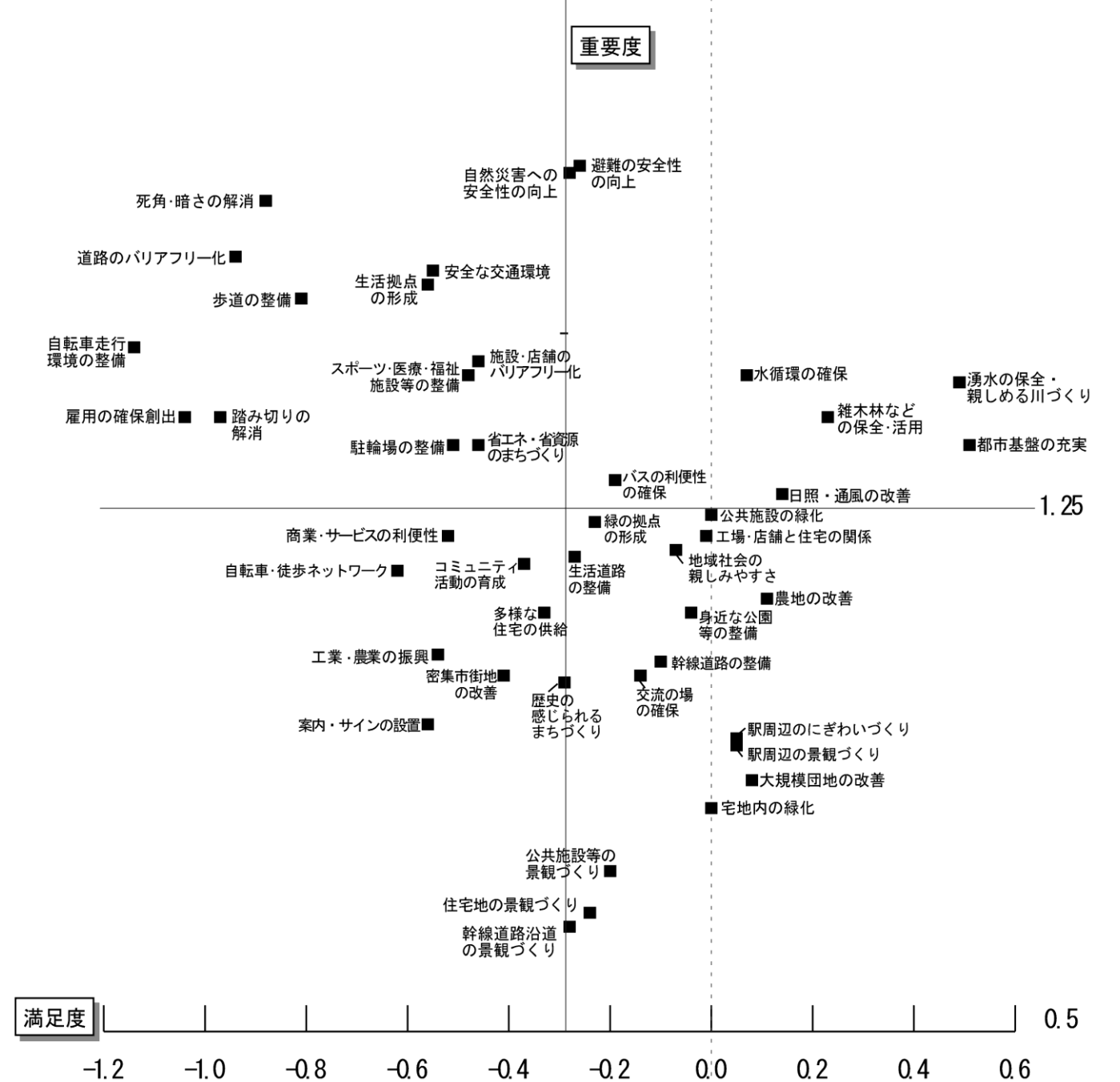
中間見直しのおおよそのスケジュール（案）

	平成 21 年度	平成 22 年度				平成 23 年度			
		4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
①基礎調査 ・現況整理 ・市民意向調査ほか	■								
②地域別懇談会			(9/12・18・24・29)						
③全体構想の見直し ・課題のまとめ ・見直し骨子の検討 ・将来都市像の見直し ・全体構想の見直し									
④地域別構想の見直しと、全体まとめ									
⑤パブリックコメント									
⑥市民意見交換会									

5. 市民意向調査結果の概要

市民意向調査は平成 22 年 1 月に実施しました。
配布数は 3,000 票で、有効回収数は 1,227 票（回収率 41%）でした。

現在の都市計画マスタープランに位置づけられた事項の現在の満足度・今後の重要度（全市）



※『現在の満足度』…設問に対する回答の選択肢は「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」がありますが、『現在の満足度』とは、「満足」を2点、「やや満足」を1点、「やや不満」をマイナス1点、「不満」をマイナス2点とし、得点の合計を回答者数で割った数値です。数値がプラスの場合は満足度が高く、マイナスの場合は低いことを示します。

※『今後の重要度』…設問に対する回答の選択肢は「重要」「やや重要」「重要でない」がありますが、『今後の重要度』とは、「重要」を2点、「やや重要」を1点、「重要でない」をマイナス2点とし、得点の合計を回答者数で割った数値です。数値はどの事項もプラスとなっていますが、重要度が高い（必要とされている）ことを示します。